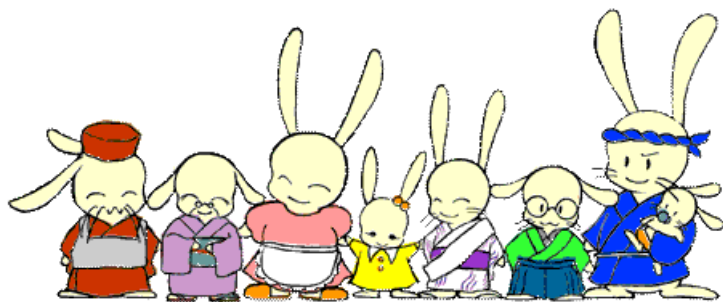


団体貸出しについて

(学校等用)

施設の本にプラスして、より幅広く、あるいは違う視点で
「日常の活動や特別なイベントに合わせて活用したい」
「職員の研修で利用したい」

このような、施設での読書活動を支援するため、
秋田市立図書館では、貸出券1枚につき50冊まで
1か月間本を貸し出す「団体貸出し」を行っています。



秋田市立図書館

令和6年4月

★★★利用のしかた★★★

1 団体貸出券の申請

団体貸出しを利用するには団体貸出券が必要です。2の申請に必要な提出物をもって申請し、交付を受けてください。

2 申請に必要な提出物

(1) 団体貸出券交付等申請書

新規交付、更新、廃止にかかわらず、毎年度提出が必要です。

責任者(校長、園長、所長等)の欄は自署をいただきます(押印不要)。

申請書 1 枚につき、8 人分申請できます。交付等希望者氏名の欄に希望者(先生等)全員の氏名を記入してください。先生等の異動があった際には、異動先で申請してください。

交付等希望者欄に記入された方の氏名により、「○○○○学級」という登録名で交付します。「図書室」等での交付の場合でも、代表の方の氏名を併記してください。

(2) 団体の証明書

団体の所在がわかるパンフレット(または証明書類等)や交付等希望者の氏名が確認できる職員名簿を提出してください。ただし、秋田県教職員録で確認可能な団体は不要です。

(3) 団体貸出券

更新(登録内容の変更を含む)または廃止の希望者は、お持ちの団体貸出券を添付してください。

3 申請および交付方法

申請は、市立図書館全館で受付けます。市立学校等は、秋田市教育委員会連絡便での申請も可能です。

申請された内容を確認後、団体貸出券を交付します。市立図書館に持参した

場合は、貸出券1枚の交付に 5 分程度かかります。貸出券を秋田市教育委員会連絡便で送付する場合は 1 週間程度かかります。

4 有効期限

新規・更新いずれも有効期限は手続きを行った年度の 3 月 31 日です。

なお、有効期限後、一年度内に更新手続きされなかった団体の登録情報は削除します。

5 貸出し

団体貸出券と借りたい本をカウンターまでお持ちください。手続き後に、貸し出した本のリストをお渡しします。

貸出しの際は、本が雨や雪で濡れたり、落として壊れたりしないよう管理できる入れ物などを用意ください。

【注意①:貸し出すことのできない資料】

- ・個人でも貸し出すことのできない資料(禁帯出資料)
- ・CD、ビデオ、DVD等の視聴覚資料
- ・貸出しできる状態になってから1年未満のもの
- ・展示中のもの
- ・電子書籍

【注意②:その他貸出し制限】

複本、同一テーマ、同一著者に集中し、図書館を利用する個人利用に支障があると図書館が判断したときは、貸出し冊数や貸出し期間を制限することがあります。

6 取寄せ(団体貸出券では予約ができません。)

- (1) 借りたい本が他の秋田市立図書館の蔵書にある場合、カウンター職員にご相談ください。他館との調整で、取り寄せられる場合があります。
- (2) 本の準備が整い次第、連絡します。
- (3) 取置き期間は、連絡した日から1週間です。超過したときは通知せずに他館へ返却します。

7 返却

汚損・破損がないか本の状態を確認して、貸出し期間内に借りた図書館にお返しく下さい。

延長して借りることはできません(一度返して同じ本をその日すぐに借りる行為も含まれます)。

8 その他

団体貸出券を紛失した場合は、団体貸出券交付等申請書による申請が必要です。

また、本の紛失、汚損・破損が発生した際は別途手続きが必要です。最寄りの図書館にお知らせください。

令和6年4月から、大型絵本の団体貸出しを開始しました。

★★★連絡先★★★

きららとしよかん 明德館	018-832-9220
きららとしよかん 土崎図書館	018-845-0572
きららとしよかん 新屋図書館	018-828-4215
きららとしよかん 雄和図書館	018-886-2853
きららとしよかん 明德館 河辺分館	018-881-1202